

## 穴穂部・穴太部考 ——〈穴〉字を冠する部民の検討——

長 見菜子

### はじめに

律令国家として確立する以前、大和朝廷は支配体制の一環として特殊技能を持った集団や特定の農民たちを「部」に定め、朝廷の為の職務に従事させた。職種や目的に基づいて設置された部は、あらゆる分野の研究者によって実態の解明が進められているが、未だ詳細が不明瞭な部も存在する。「穴穂部」や「大穴磯部」といった穴の字を冠する部もその一端である。

大穴磯部に関しては、拙稿で穴師あなしの原義を検討した際に考察した<sup>1</sup>。穴師を取り上げた他論考においても、大穴磯部は原義の解明に関わる存在として重要視されている。拙稿においては、纏向穴師まきむくあなしの地に祀られる兵主神の実態、中国文献における穴師の様相等に鑑みて、穴師の原義は「採掘師」であるという結論に至った。大穴磯部が見える垂仁紀三十九年条（一云）は石上神宮と物部首にまつわる伝承であり、同条に記された他の部の性格や職掌を考慮しても、金属採掘・金属精錬に携わる品部である可能性は高いと思われる<sup>2</sup>。

穴穂部は穴穂皇子（安康天皇）の名代と解されているが、記紀においては雄略紀十九年春三月条にその設置が語られるのみで、以降の記事には登場しない。穴穂部に関する史料が乏しい中で、垂仁記の系譜記事等から窺える〈穴穂〉と〈穴太〉の通用性は着目される<sup>3</sup>。穴穂部と穴太部が同根の部であるとすれば、石工集団「穴太衆」との関係性を想定することも可能である。また、穴穂皇子の造営した宮が「石上穴穂宮」と称されることから、穴穂部と石上地域の関係性も考慮する必要がある。

主君である穴穂皇子は、允恭記における軽太子物語や安康紀（即位前紀）に登場するが、軽太子物語の一部と安康即位前紀四十二年冬十月条には類似性が見られる。記紀の記事は内容が類似することが多いが、共通する原資料を用いることも要因の一つと考えられており、上記の類似性も共通する資料を利用した一例として注目される。

かつて折口信夫は、皇族や氏族に従属した部曲が伝承した叙事詩を「部曲文学」と名付け、職掌の由来を説こうとする部曲の意識から生じたものだと考えた<sup>4</sup>。その主張を踏襲した尾畑喜一郎が、允恭記を構成する部曲文学の語部を軽部と穴穂部に比定しているように<sup>5</sup>、軽太子物語と安康紀に用いられた原資料が穴穂部の語り物であった可能性も考えられる。

本稿の主たる目的は、穴穂部（穴太部）の実態を解明することである。部民は物語伝承を論じる上で軽視できない存在であり、その職掌は物語伝承の形成や展開にも影響を与えている。穴穂部の実態を明瞭化することは、物語の構造理解を深める一助になると考える。

### 1. 穴穂部は名代か

穴穂部は穴穂皇子の名代だと考えられているが、名代の成立や実態に関しては諸説ある。穴穂部を検討するためには、まず名代に関する先行研究を確認し、その実態を明確にする必

要があるといえる。

名代は記紀に併記される子代と共に、部民制研究の一環として語られることが大概であり、日本思想史・歴史学の立場からの研究が多数を占めている。実証史学の権威である津田左右吉は、記紀にある名代・子代の多くは「朝廷に属し朝廷に勤仕するトモ」的性質を有しており、伴造が掌握する朝廷のトモから宮の所在地や皇族の住地郷里と同じ名を負う部を選別し、あたかも子代名代の部であるかのように付会したものと指摘した。上記の部は地域に根付いた農民集団であり、実際の名代は、孝徳紀の大化の詔に記されたものや、大化二年三月条の奏請にある「御名入部」に限られると主張する<sup>6</sup>。

井上光貞は、津田が名代でないで見做した部の中には、各地から上番した者達で形成される宮号や仕えた天皇の名を負う集団に該当するものがあるとして、津田の主張に一部疑問を呈した。名代は一般的に国造の民を割いて設置され、中央においては伴造に管掌されたとする。国造の一族が上番しトモとして近習・警護といった任を担う場合もあったと述べ、この場合の部を「子代」と呼称したと推定している<sup>7</sup>。

関見は、名代を「すべて伴造の管理の下に置かれた品部」だと解釈し、皇室の私有でなく宮廷全体に所属する民だと見做す<sup>8</sup>。平野邦雄は、記紀に記された名代・子代をA群（仁徳～雄略期）・B群（雄略～崇峻期）に分類し、A群に見られるのが后妃や皇子が領有した「子代」で、後に天皇・皇族や豪族の名を部に付する風習が発生した際に、A群の子代に名をつける習慣が芽生え、名代と解されるようになったとする。五世紀末頃に氏の名の成立と共に発生した、B群の名代が本来の名代だと主張した<sup>9</sup>。

「ベ」と「トモ」に関しては、上番して朝廷の職務に従事する「トモ」と、トモを資養する義務を負った集団「ベ」の、二つの実体から成ると見做するのが一般的である<sup>10</sup>。上記以外にも様々な説が提示されているが、天皇・皇族と同じ名を冠し、王族の経済的基盤として設置された部であることは広く認められており、現在は、狩野久が主張する「王や王妃の住地の名であり、宮を営んだ場所の名前である」とする説<sup>11</sup>、及び名代と子代の形態や構造に厳密な区分はないとする大橋信弥の説が有力視されている<sup>12</sup>。

部民制の施行は六世紀以降と解するのが通説だが、それ以前の五世紀代には「人制」と称される管理制度があったとされる。人制の研究史を整理・概説した鈴木正信は、人制が「中央に出仕するトモを「某人」として組織化する職務分掌の制度」であること、部民制の実施に伴い部民制の中に解消されたことは、研究者間の共通理解であると述べる<sup>13</sup>。

人制研究発展の契機となった「稻荷山古墳出土鉄剣銘」や「江田船山古墳出土大刀銘」には、「杖刀人」「典曹人」の文字と共にワカタケル大王の名が刻まれており<sup>14</sup>、倭王武が雄略天皇であるとする説に信が置けるとすれば、当該期において穴穂部という呼称は存在していないと考えられる。安康天皇が倭王興であったとしても、その治世下においては人制が施行されていたのではないか。

平野邦雄は、雄略期前代の名代を事実上の子代だと見なし、皇子の母方氏族の管理下に置かれていたと主張する。穴穂皇子の兄である軽太子の名代（軽部）は、母親である忍坂中津姫の名代（刑部）とともに皇子の養育料として母家にあてられた経緯があり、〈穴穂部〉は、雄略が安康天皇（穴穂皇子）の子代を接收し、再編成したものと解している<sup>15</sup>。

名代・子代の構造に相違はないとされるが、両者が壬生・湯坐と同様の隷属関係にあったことは認められている<sup>16</sup>。王族が薨去した後の名代・子代は伴造の管理下に置かれたと見る

のが定説であるため、天皇の外戚に当たる母方氏族が養育集団に深く関わった可能性は高い。

以上の点を考慮すると、本来の穴穂部は人制下におけるトモとして穴穂皇子を資養する集団であったと推定される。だが、紀編纂者が穴穂部を名代に準じる存在と見做した上で雄略紀に記載したこと、命名された穴穂部の名が穴穂皇子の居住した宮の宮号に由来するものであり、穴穂皇子と親密な関係を築いていたことは確かだろう。上述のように、管掌氏族を考察する際は皇子の母方氏族が重要視されるが、『日本書紀』は穴穂皇子の母を忍坂大中姫と記している（記は忍坂之大中津比売命。以降、忍坂大中姫と表記する）。

『古事記』の系譜記事から、忍坂大中姫は息長氏の系譜にあたる女性だと推測される<sup>17</sup>。忍坂大中姫と息長氏の関係性は、部民の領有や氏族間交流の内情を孕んでいるために、古代史学の立場から検討される場合が多い。藺田香融は、敏達天皇の長子である押坂彦人大兄皇子が忍坂大中姫の名代〈刑部〉を継承するに至った経緯を検討し、刑部は皇族出身の後妃のために皇室側が設定した部であると解した上で、忍坂大中姫・押坂彦人大兄皇子と母方氏族にあたる息長氏との密接な関係を認め、息長氏が事実上の管理者として媒介することで、刑部は押坂宮と共に皇族に受け継がれたと主張する<sup>18</sup>。

亀井輝一郎は、古代の交通ルートや息長氏・ワニ氏の親密な関係に鑑みて、允恭紀に記される忍坂大中姫とその母の住居を、ワニ氏勢力圏の南限にあたる石上近辺だと推定し、忍坂大中姫を「大和北方から近江にかけての勢力（息長・ワニ系）と西方勢力（撰・河地方）との結びつきの上でも、大きな役割を果たした人物」であったと解釈している<sup>19</sup>。

両者の指摘から、息長氏が忍坂大中姫の名代である刑部を管掌する立場にあったこと、ワニ氏との友好的な関係性をもって石上地域にも干渉しうる氏族であったことが窺える。穴穂皇子の宮は石上に所在が求められることから、穴穂皇子と息長氏の交流も想定されるだろう。

しかし、『新編 姓氏家系辞書』に記載のある刑部管掌氏族の中で、物部系氏族の名が目立つ点は注意される<sup>20</sup>。また、穴穂の名を冠するものは総じて物部氏と縁が深い。安康即位前紀において、軽太子と対立した穴穂皇子に助力したのは物部大前宿禰であり、欽明天皇の子で穴穂部に資養されたと思しき〈穴穂部皇子〉は、物部守屋と浅からぬ関わりがある。更に、物部守屋の邸宅があった河内国洪川郡には、穴太村や聖徳太子の母である穴穂部間人皇女にまつわる穴太神社が存在しており、穴穂部がこの地に関係していたことを示す<sup>21</sup>。

藺田は、用明紀二年四月条に登場する押坂部史毛屎がとった物部守屋への助力的行為は、毛屎が押坂部の管理・書記に携わる家の出身であることを反映したものであり、同じ反蘇我である物部守屋に対する押坂彦人皇子の好意的な意志を示すものではないかと推測している<sup>22</sup>。また、本位田菊士は藺田の見解を踏襲した上で、大和国城上郡一帯を押坂彦人大兄皇子の居住地に、物部氏の大和国における本拠地を磯城・山辺地方に比定し、地縁によって両者の親近関係が生じた可能性を指摘する<sup>23</sup>。

物部氏は石上地域と縁の深い氏族であるが、石上の歴史を語る際に必ず問題に挙がるのは、在地豪族であるワニ氏系の物部首と河内国から進出した物部連の関係性である。学問分野を問わず早くから議論されているが、在地の有力者であった物部首を河内国から進出した物部氏が掌握したと見られている<sup>24</sup>。布留遺跡の考古学調査に基づき両者の関係性を検討した日野宏は、在来の物部首が農耕祭祀を布留川北岸地域で行っていたのに対し、物部連の進出後は布留川南岸地域を中心に祭祀が行われるようになったことが窺えるとして、物部連に起因する石上地域の環境の変化を指摘している<sup>25</sup>。

宮の伝領に関しては、岸俊男と狩野久の意見が参考になる。岸は、欽明朝頃より皇子・皇女の名に「部」を含むものが見えるのは「皇室領としての名代・子代の継承の仕方と関係があるのではなかろうか」と述べており<sup>26</sup>、狩野は岸の意見を受けて、皇子・皇女が旧宮を引き継ぎ名代・子代を領有したことからの名付けであると主張している<sup>27</sup>。

両者の指摘から、穴穂部皇子や穴穂間人皇女が穴穂部と宮を領有したことが推定される。穴穂部皇子と物部守屋の関係性や間人皇女と穴太神社の因縁を考慮すると、継承したのは石上穴穂宮であり、物部系の氏族が伴造として穴穂部を管掌した可能性が高いと思われる。

以上の点に鑑みると、ワニ氏と結ぶことで石上に接点をもった息長氏は、物部連の進出以降、当地域に対する影響力を失ったと推測される。物部首はワニ氏系氏族ではあるものの、物部連の支配下にあったと見られることから、息長・ワニ氏系氏族の管理下にあった民が物部系氏族の下で改めて編成され、物部系の伴造に管掌されるようになったという経緯も想定できる。

地縁や勢力によってトモを管掌するに至った事例としては、葛城氏と日下部の例が挙げられる。日下部の成立について論じた鷲森浩幸は、ワニ氏の祖にあたる〈日子坐命〉の系譜を参考に、継体天皇と結束したワニ氏が六世紀初頭から日下部の管掌を担っていたこと、五世紀代は日下宮の比定地にあたる河内国河内郡日下里周辺の有力氏族である葛城氏が管掌していたことを指摘する<sup>28</sup>。

外戚的存在として影響力を持ったワニ氏に対し、葛城氏は地縁と権勢によって管掌に至っている。上記の事例に鑑みると、五世紀以後の石上地域における最有力氏族である物部氏が穴穂部を管掌することも有り得るのではないかと。故に本稿においては、息長系（ワニ系）氏族と物部系氏族を管掌氏族の候補に挙げ、穴穂部を石上穴穂宮における資養の民と推定して論を進めることにする<sup>29</sup>。

## 2. 穴穂部に関する先行研究

前章において、名代の固有名称が出仕した宮の宮号から採用されたことを確認し、穴穂部の名称は穴穂皇子が居住したとされる石上穴穂宮に由来することが明らかになった。畢竟、穴穂の名は宮を営んだ地所の名に基づくといえる。

穴穂の名を冠する宮は、他に景行・成務・仲哀の皇居とされる志賀高穴穂宮がある。この宮の所在地は現在の滋賀県大津市穴太に比定されているが、遺構は発見されておらず、実在の宮か不明とされる<sup>30</sup>。当地周辺は穴太村主の勢力圏であることから、その関係をもって宮号を創作し、記紀伝承に付会した可能性がある。穴太村主の詳細は、近江国の歴史や古墳群との関連も含めて後述する。

地名を名称の起源とするものは多いが、肝要な地名の起源は各々異なる。前述の穴師に関しても、人や事象から発祥した名称だと主張する論考は多い。古代文学者の西宮一民は穴穂について「単なる自然地理的な命名ではなくて、それが職業に関係した地理的命名であらうと推測せしめる」と述べ、職業に由来する名称だと主張している<sup>31</sup>。部曲文学の性格に鑑みても、職掌の検討は必至である。

詳細の検討に入る前に、下総国に居住した孔王部に触れておきたい。正倉院文書の「下総国葛飾郡大嶋郷戸籍」には多くの孔王部が記録されている。平野邦雄の分析によれば、五百余名の孔王部が当地に居住していたようである。仁徳～雄略期に設置されたとされる部が一

地域に集中的に分布するのは、国造の支配する共同体を子代として編成し、国造の管理下の元で租税を徴収する間接的支配制度の表れであると見ている<sup>32</sup>。

だが歴史考古学者の谷口榮は、大嶋郷比定地から古墳時代中期代の遺跡が確認されていないことに鑑みて、安康の治世下における当地への名代の設置を否定している。比定地からは「柴又八幡神社古墳」「南蔵院裏古墳」「熊野神社古墳」が確認されており、葛飾区柴又にある柴又八幡神社古墳の埴輪は六世紀末頃、葛飾区立石の南蔵院裏古墳の埴輪は六世紀後半代の遺物だと推定されるという<sup>33</sup>。

大嶋郷戸籍を分析した田中禎昭は、「仲村里と嶋俣里に、律令支配層の末端に連なる（資人出仕・勲位保持）、強力な富裕戸が存在していた」と述べ、嶋俣里・仲村里の比定地に古墳時代後期の古墳が存在するほか、同地の奈良時代の遺構から巡方や緑釉陶器といった遺物が出土していることから、古墳時代後期の時点で相応の権力を有する階層が両里に居住し、以降も律令官人と交流をもったと指摘する<sup>34</sup>。

古墳の建造は当該時期における大和朝廷との接触を示唆しており、名代設置事業との関連が想定される。以上の点を考慮すると、大嶋郷の孔王部は穴穂皇子と直接的な関わりを持たず、六世紀後半以降に東国支配と人民管理のために国造の民を割いて設置された名代だと推定できる。穴穂部皇子・穴穂部間人皇女は当該期の人物であるため、両名のために新設された名代であったかもしれない。

孔王部が穴穂部と同義であるのは、『新撰姓氏録』未定雑姓河内国条において孔王部首の出自が「孔王部首 穴穂天皇（穴穂）之後也」と記されていることから窺えるが、孔王部の読みに関しては研究者によって意見が分かれている。明治期の歴史学者である栗田寛は著作『新撰姓氏録考證』において、孔王が穴穂皇子を表したものだとも認めながらも、「孔王部をアナホベと訓るは、古書に例ありや」と疑問を呈した<sup>35</sup>。

直木孝次郎は、栗田の疑問を受けた上で「孔の一字がアナホを著したものだ」と主張した。〈孔〉の一字のみでアナホと読むと解釈したのであり、実例として「上宮聖徳法王説」所引の天寿国曼荼羅繡帳に見える「孔部間人公主」を挙げている。また蝮王部の例を参考に、名代子代が「何某の王の部」と呼ばれる場合があった可能性を指摘し、王の字が付加された孔王部は「アナホノミコベ」もしくは「アナホノキミベ」と読むのが正しいと主張した<sup>36</sup>。

それに対して西宮一民は、孔王部に王の字が用いられているのは「あなをべ」と発音が転化した故であると主張する<sup>37</sup>。ホの子音が脱落してヲとなり、そのヲに王の字が当てられたとする解釈だが、穴穂が穴太に変じて〈アノウ〉と読まれるようになった経緯を考慮すると、西宮の指摘が妥当だと思われる。元来〈アナホ〉と呼ばれていたものが、〈アナホ→アナヲ→アノー〉と音が転じたのではないか。

以上に鑑みると、下総国大嶋郷の孔王部の設置時期は六世紀を下ることは確実であり、調査対象にはなり得ない。穴穂という固有名称は石上の地縁に由来する可能性が高いが、石上穴穂宮に出仕した穴穂部は、如何なる職務をもって穴穂皇子に奉仕したのだろうか。部民に関する先行研究においては、清寧即位前紀に記された「白壁部舎人」「白壁部膳夫」「白壁部靱負」などのトモのもつ近侍的性格から、上番した名代は身辺や宮廷の警護・身の回りの世話といった職務に従事したと考えられている<sup>38</sup>。

しかし、宮号を負い皇子に奉仕したトモでありながら、他とは一線を画す職掌を担った〈河上部〉という名代が記紀に見えることは注目される。以下に『古事記』及び『日本書紀』に

ある河上部の設置記事を掲載する。

…次に、印色入日子命は、血沼池を作り、又、狭山池を作り、又、日下の高津池を作りき。又、鳥取の河上宮に坐して、横刀壺仵口を作らしめき。是を石上神宮に奉り納れて、即ち其の宮に坐して、河上部を定めき。…（『古事記』垂仁天皇条）

三十九年の冬十月に、五十瓊敷命、茅渟の菟砥川上宮に居しまして、劍一千口を作りたまふ。因りて其の劍を名けて川上部と謂ふ。亦の名を裸伴と曰ふ。裸伴、此には阿箇播娜我等母と云ふ。石上神宮に蔵むるなり。…（『日本書紀』垂仁天皇三十九年十月条）

紀では川上部を劍の名前としているが、諸注釈書が指摘するように五十瓊敷命の名代を指すと解してよい<sup>39</sup>。固有名称が五十瓊敷命の居住した河上宮の宮号に由来することからも、河上部が名代と見做されていた可能性は高い。

裸伴が〈アカハダガトモ〉と呼称されたことは垂仁紀の割注から窺えるが、柳田國男によれば、肌の色が赤いことは山人の有する身体的特徴の一つであった<sup>40</sup>。河上部は武器を製作する鍛冶師だと推測されるが、鍛冶師の作業場が山に在るのは周知されており、その亦の名が裸伴であるのは、職業部的性格を持つ民がトモとして編成されて宮に出仕し、特殊業務に従事したことを示唆している。五十瓊敷命や宮の实在性は疑わしく、物部氏や布留宿禰らの付会伝承に起因する記事と考えられるが、記紀の編纂者が武器製作者を名代に値する存在と認識していた点は注視すべきである。

また、先に触れた軽太子の名代〈軽部〉も職業部的性格を持つ可能性が高い。菅野雅雄は、軽部が狩を主業としながら葬送儀礼にも従事した軽太子の壬生部であり、軽部臣氏の氏人が語部として名代の役を果たすが如く軽太子の物語を伝承したと指摘する<sup>41</sup>。軽太子にまつわる一連の物語が挽歌的性格を有していることから、菅野の指摘する軽部の職掌には蓋然性があると考えられる。

氏族・系譜学研究の大家である佐伯有清が、菅野の指摘する軽部像は「葬儀に関与する職業部」に相当すると理解した上でその主張を全面的に否定していない点<sup>42</sup>、河上部が刀剣類の作成に携わる集団である点等に鑑みると<sup>43</sup>、名代とされる部（トモ）の全てが近習的職務を担ったとは断言できないのではないかと考えるのが穏当であるが、職業部的性格を持つトモの存在が否定できないことから、本稿では穴穂部が石上の地で特殊な業務に従事したという仮説を立て検証を進める<sup>44</sup>。

なお、穴穂部は部民制考証の際に他部と並列的に論じられる場合が多く、穴穂部の実態を考察した論考は管見の限り少ない。その中で、文学研究者である折口信夫や高崎正秀、尾畑喜一郎が、穴穂部の語る伝承や語部としての性格と関連付けて職掌を検討し、同様の結論に至っているのは注目される。

折口は、穴穂部を現代に続く穴太衆の流れとみなし、穴穂部の職掌は穴太衆と同じ土木関係であると考察している。「鑄物師の連衆とも関係が深いのだと思う」とも述べるように、穴穂部と鑄物師が間接的に交流をもったと考えている点に特徴がある<sup>45</sup>。

対する高崎は、「石工・土工・薪炭・採鉱冶金などの職務を世襲した」職業団体であり、

奉斎する日神の信仰を各地に布教する傍ら山林関係の職掌を担ったと推定する<sup>46</sup>。穴穂部の主な職掌を鍛冶と見た点に折口との相違がある。尾畑は高橋の意見を踏襲した上で、室町時代初期の「竹生嶋縁起」にみえる土着の日の神〈浅井姫〉を奉斎した採鉱冶金族であり、日神信仰と火神信仰が結びつくことから、アナ（感嘆詞）+ホ（火）の部、即ち拝火（日）思想を背景として名付けられた部であったと推測した<sup>47</sup>。

多少の認識の違いはあるが、採鉱冶金集団と関わる存在だとする認識は共通しており、筆者も概ねその指摘に同意する。大穴磯部（穴師）と穴穂部が類する性質を持つことに関しては、折口や尾畑の他に西宮一民や亀井輝一郎の言及があり、大穴磯部を採掘師とする説が多数の研究者に支持されている点に鑑みても、信憑性は高いと考える<sup>48</sup>。だが、尾畑が主張する穴穂の語源解釈には同意しかねる点があるため、穴師との関係性を含めて後述する。

また、諸氏が穴穂部と近江国穴太に居する穴太部を共通の集団と見て、近江国の穴太部を参考に職掌を推測しているのは注視される。数多ある宮のうち穴穂を冠するのは石上穴穂宮と志賀高穴穂宮のみであるが、前述のように志賀高穴穂宮の実在性は低い。しかし、記紀の編纂者に「天皇が坐すにふさわしい地」と認識されていたことは疑いなく、穴太村主らの活動が土地の発展に寄与していたことが窺える。

穴穂部が鍛冶にまつわる集団であるならば、遺構・遺物からその活動が推測できる。管掌する氏族とトモの性格には概して類似性が見られるため、管掌氏族の職掌も考慮する必要があるほか、穴太衆との関係性の明瞭化も求められる。先行説の妥当性を示すためには、石上や近江国穴太で行われた考古調査や地理的・歴史的背景を参考に、息長氏（ワニ氏）・物部氏の職掌、及び穴太衆の職掌を再検討する必要があるといえる。

### 3. 近江の穴太部と石上の穴穂部

近江国の穴太は旧近江国滋賀郡、現在の滋賀県大津市坂本穴太町付近を指し<sup>49</sup>、滋賀県の西南部に属する。穴太を含む旧滋賀郡（現大津市周辺）には、前方後円墳・前方後方墳が集中的に分布しており、滋賀県内に確認されている古墳時代後期の群集墳の半数が当地域に存在している<sup>50</sup>。着目されるのは、群集墳の被葬者が六世紀以降に台頭した新興階層であること、そして穴太周辺域の群集墳の数が突出して多いことである。

一般的な横穴式石室構造である湖西地域に反して、穴太地域の群集墳の石室は特殊な構造を持つという。その類例が朝鮮半島の高句麗・百済に求められることから、朝鮮半島経由で渡来した漢人系氏族がもたらした技術と考えられている<sup>51</sup>。穴太を含む比叡山麓を中心とする集団の群集墳の総数は一〇〇〇基を超えると予想されており、滋賀県最大の群集墳地帯とされる<sup>52</sup>。以上の点から、穴太が新興の渡来人の居住域であり、六世紀後半から七世紀にかけて渡来人の影響を強く受けた地であることが窺える<sup>53</sup>。

注目すべきは、穴太遺跡群から多数の鉄滓が発見されていることである<sup>54</sup>。鉄滓は鉄精錬・加工の際に生じた不純物であり、鍛冶が行われた事実を示す遺物として重視される。田辺昭三・井上満郎が、当地における鉄精錬や鍛冶の技術と入植した渡来人たちを関連付けているように<sup>55</sup>、六世紀後半頃にこの周辺に移住した渡来人集団は、鍛冶を始めとする高度な特殊技能をもって当地の発展に寄与した可能性が高い。

ところで、穴太の地が〈穴太村主〉の本貫とされていることは先に述べた<sup>56</sup>。『新撰姓氏録』によると「曹氏寶徳公之後」を称していたようだが、同書未定雑姓右京に「後漢考献帝男美

波夜王之後也」と見える〈志賀穴太村主〉と同族だと考えられる。また、『続日本紀』延暦六年七月十七日条から、坂田郡の穴太村主真広が大夫村主広道ら帰化氏族と共に「志賀忌寸」の氏姓を賜ったことが窺える。『新撰姓氏録』や石室技術の起源を考慮すると、穴太村主は漢人系（百濟系）の渡来人と推測される<sup>57</sup>。

姓である〈村主〉に関しては、村主姓を有する者達が名称に準じる部を管掌したとする関見の指摘が注目される<sup>58</sup>。北垣聰一郎は関の意見を踏襲した上で、穴太村主も特殊技能をもって朝廷に仕えた渡来系氏族であると主張しており<sup>59</sup>、両者の見解に鑑みると、穴太村主は穴太部を率いる伴造であったと推定される。

問題の穴太衆も、滋賀郡を活動拠点としていた集団である。穴太衆は石工衆とも称されるように、石材の採掘・加工技術に長けた存在として広く知られている<sup>60</sup>。着目すべきは、穴太衆の技術と大和国・近江国の横穴式石室の技法に共通性を見出す北垣の主張である。北垣は、大和国にある横穴式石室の構造変化を①期～⑦期に分類し、③期から⑥期に渡り「穴太積み技法」の継承が確認できると述べる。また、滋賀県一帯の群集墳の横穴式石室の構築技法が穴太衆の用いた技法と酷似すると指摘した上で、次のように主張している<sup>61</sup>。

…穴太村主が少くとも六世紀中葉（五四〇年代）にはその本貫を、今日の穴太、滋賀里においた氏であったことは明白であろう。その技術集団としての職務は、六世紀前半から横穴式石室の構築を担当する氏族ではなかったろうか。…（中略）…穴太村主一族はその最初から本貫を穴太においたものではなかったと思われる。おそらく、倭漢氏本宗配下であって、大和を中心とする畿内一円の石室構築に、まず参画したものと想像できるのである。…（中略）…穴太村主がその本貫を近江の滋賀郡一帯におくのは、こうした石室構築術が一応の評価を収める六世紀以降において、はじめて可能となるのである。

…

穴太村主の本来の本貫が大和国にあったとする見解は興味深い。大和国・近江国における横穴式石室技法の共通性に鑑みると、石上の穴穂部との関連性も想定される。穴太衆の前身が穴太部であり、伴造である穴太村主に管掌されて横穴式石室の構築に従事したことは十分に考え得る。

なお、石上の穴穂部も高度の石工技術を有していた可能性が、酒船山遺跡の石垣の事例から窺える。明日香村が平成四年に行った調査により、「酒船石」と呼ばれる石造物のある丘の中腹で、「奈良県天理市近郊で採石される凝灰岩質細粒砂岩切石で構築された石垣」が発見され、『日本書紀』齊明天皇二年条に記された石垣に該当する遺構として脚光を浴びた<sup>62</sup>。この砂岩は石上の地に相当する奈良県天理市の豊田山から採掘されたものであり、布留遺跡からは天理砂岩の原石やそれを基にした白玉の未製品が発見されている<sup>63</sup>。以下に、齊明紀二年条の該当部を引用する。

是の歳に、飛鳥の岡本に更に宮地を定む。…（中略）…遂に宮室を起つ。天皇、乃ち遷りたまひ、号けて後飛鳥岡本宮と曰ふ。田身嶺に、冠らしむるに周垣を以ちてす。田身は山の名なり。此には大務と云ふ。復、嶺の上の両槻樹の辺に觀を起て、号けて両槻宮とし、亦天宮と曰ふ。



時に、事を興すことを好みたまひ、廻ち水工をして渠を穿らしめ、香山の西より石上山に至る。舟二百隻を以ちて、石上山の石を載みて、流の順に宮の東の山に控引き、石を累ねて垣とす。時人誇りて曰く、「狂心の渠。損費すこと、功夫三万余。費損すこと、造垣功夫七万余。宮材爛れたり。山椒埋れたり」といふ。又誇りて曰く、「石の山丘を作り、作る隨に自づからに破れなむ。」といふ。若し未だ成らざる時に抛りて、此の誇を作せるか。…

(『日本書紀』 齊明天皇二年条)

石上に関係するのは、記事の後半部に記された、水工に香具山の西から石上山に至る溝を掘らせ、船で石上山の石を運搬して石垣を築造したという事績である。数度にわたる調査の結果、発見された遺跡が齊明天皇二年条の石垣に相当することは确实視されている<sup>64</sup>。

日野宏は、齊明の事業に「布留の集団」が深く関わっており、その際に「峯塚古墳の被葬者」が重要な役割を果たしたと推定している。峯塚古墳は三段の墳丘をもつ円墳で、上段斜面には天理砂岩が葺石として用いられ、酒船石遺跡における天理砂岩の活用との関連性が推測されるという。被葬者は齊明期の有力者で、酒船石遺跡の石垣等の造営に携わった存在ではないかと主張する<sup>65</sup>。被葬者に従属し、天理砂岩を採石・加工した布留の集団は、穴穂部を前身とする者達だったのではないだろうか。峯塚古墳は物部氏との関係が指摘される杣之内古墳群に含まれており<sup>66</sup>、齊明期の採掘集団は物部氏に率いられていたと推定される。

また布留遺跡からは、火焰形透孔のある高坏脚台部片と鳥足文タタキが施された把手付鍋が発見されており、竹谷俊夫、田中清美の研究により、火焰形透孔を持つ陶器は伽倻国南部の威安周辺域に、鳥足文タタキが付された土器は百済国に特有のものであることが明らかになっている<sup>67</sup>。

日野は、「鍛冶や馬の飼育のほか、大型倉庫の建設などに最先端の技術をもった伽耶や百済からの渡来系集団の活躍があったことが推測される」と述べた上で、赤坂古墳群から鞆羽口や鉄塊・鉄滓、及び鳥足文タタキがある韓式系の甕が発見されたことを挙げ、赤坂古墳群の被葬者が百済系の鍛冶工人であり、百済系工人集団が造営に携わって数世代に渡り布留の地に定住し続けたと推測している<sup>68</sup>。なお、赤坂古墳群は峯塚古墳と同じ木堂川・杣之内川間に位置しており、布留遺跡の首長層居館域の周縁部に造営されたものである<sup>69</sup>。

以上に鑑みると、古墳時代中期以降、石上の地に伽倻・百済からの渡来人が入植し、鍛冶や石工の特殊技能をもって活動したことが窺える。この事例は、近江国穴太において高麗・百済系の渡来人が新たな文化をもたらした状況と類似する。更に、石上に渡来人が入植した五世紀～六世紀にあたる時期は、穴穂皇子の推定される活動期や物部連の進出期と重複しており、布留遺跡で発見された天理砂岩の玉製品は、六世紀以前より石材採掘・加工が行われていたことを示している<sup>70</sup>。

布留遺跡や古墳群が点在する天理市付近は「大和最大の古墳地帯」とされ<sup>71</sup>、石上の穴穂部も穴太部と同様に横穴式石室の構築に携わった可能性が高い。石上・豊田古墳群にある「ウワナリ塚古墳」に「穴太積み技法」が用いられていることや、天理砂岩が発掘された豊田山が上記古墳群の中央に位置すること等からも傍証される<sup>72</sup>。また、石上・豊田古墳群における中小規模の古墳からは鍛冶にまつわる遺物が多数出土しており、古墳を築造した集団と布留遺跡の工人集団の密接な関係も指摘されている<sup>73</sup>。

上記の点を考慮した上で、筆者は石上の穴穂部・近江国の穴太部の両者が共に「鍛冶・石

工集団」であったと推定する。樋口清之が、古代は完全な分業体制ではなく素材採取者が鍛冶加工を兼業していたと主張するように、古墳時代においては石を採掘・加工する石工と、素材を精錬・加工して製品化する鍛冶師は一体であった可能性が高い<sup>74</sup>。故に、当初の穴穂部は石工に限らず、穴を掘って採取した石材・鉾石の加工にまつわる職務全般に従事した集団であったと推測される。

花田勝広は、布留遺跡の集落規模と鉄滓出土量が傑出していることを指摘した上で、当域における鉄器生産の管理と供給には倭政権が直接関与しており、その專業集落の掌握に物部氏が携わったと主張する<sup>75</sup>。物部連が入植した渡来人を掌握し特殊業務に従事させたことは広く認められているが、穴穂部が百濟・伽倻系の渡来人であり、古墳時代中期～後期代にトモとして穴穂皇子に出仕した集団であったとすれば、物部系の伴造が管掌した可能性が高い。息長氏に近いワニ系の物部首が直接的な管掌者であったとしても、物部連の影響は多大であったと考える。

また、記の軽太子物語と大筋が共通する安康天皇即位前紀四十二年冬十月条において、物部大前宿禰という人物が穴穂皇子の即位に助力しているのは着目される。物部連が穴穂部の管掌責任を負う立場にあったのならば、穴穂部を通して穴穂皇子と物部氏には接点が生じる。允恭紀の該当部分が石上の伝承に基づいていることに関しては既に指摘があり<sup>76</sup>、物部氏による意図的な描写とも考えられる。

穴穂部が穴穂皇子の資養民として職務に従事していたのであれば、穴穂皇子は物部氏の後見の上で、最新鋭の武器を得られる環境にあったと考えられる。記において穴穂皇子が作成した矢（穴穂箭）が「今時の矢ぞ」と注されているのは、上記のような歴史的背景を基盤として伝承されていたためかもしれない。なお、西宮一民は穴穂皇子が今時の矢（鉄鏃の矢）を用いることに鑑みて、穴穂の義は「金穴の秀でた所、またそこから採れた秀でた鉄」に由来すると推測している<sup>77</sup>。

物部氏の職掌に関しては多くの先行研究があるが、軍事・刑罰関係、祭祀関係、武具・祭祀具の管理の三説が有力視されており、いずれも蓋然性が高い。伴造との関係性を考えるにあたっては、「武具・祭祀具の管理」という職掌が最も参考になる。

この説を提唱した代表的な研究者として、横田健一や吉村武彦が挙げられる。横田健一は、物部氏が祭祀具や武器を製作する集団を率いる伴造であったと推定しており<sup>78</sup>、吉村武彦は、物部氏が屯倉を管理する中小豪族と擬制的な血縁関係を結ぶにあたり、手工業者集団から献上される武器や宝器・祭祀具の管理を担う役目を果たすようになったと指摘している<sup>79</sup>。布留遺跡の專業工房は物部氏の直営工房であった可能性が高く<sup>80</sup>、製作物を管理するにあたっては、工人集団の掌握も義務であったと考えられる。

対する息長氏の職掌は、水運を生かした交易や漁労であるとされ、五世紀代に近江国に進出したワニ氏も同様に把握されている<sup>81</sup>。その一方で、息長氏の母体となった一族を「天之日矛（すなわち日の矛）に象徴される朝鮮半島系の渡来者集団」と見なし、大陸・朝鮮半島系の新しい宗教儀礼や精錬技術等をもって王権内で力を得たとする主張や<sup>82</sup>、息長氏を鍛冶部族に比定する説も提唱されていることから<sup>83</sup>、息長氏が穴穂部や製鉄業と無関係だと断じることができない。

しかし、息長氏と協調関係にあるワニ氏系の物部首が物部連の台頭後に支配下に置かれていること、物部連が大和朝廷の庇護下で製鉄業を掌握し、布留遺跡の工房と工人の管理に携

わった氏族であることから、石上の穴穂部は息長系ではなく物部系伴造に率いられたと解するのが妥当である。杣之内古墳群や石上・豊田古墳群の石室技法の問題、斉明期における物部氏と石工集団の関係性も考慮すべきだろう。

忍坂大中姫が息長氏系統であるにも関わらず、穴穂皇子にまつわる穴穂部が物部系氏族に管掌されていた背景には、穴穂皇子が即位するに至るまでの複雑な事情が関係する可能性がある。物部首・連の対立に始まる石上の地域伝承が背景にあったとすれば、穴穂皇子は母に近い息長氏ではなく、物部系氏族と地縁の上で結びついており、穴穂皇子の擁立のために物部連が尽力した事績が物語に反映されているとも考えられる。いずれも推測の域を出ないが、穴穂部と石上穴穂宮を伝領したと思しき穴穂部皇子と物部守屋の強固な関係性に鑑みれば、少なくともある段階において、穴穂部の管掌権は物部系伴造に推移した可能性が高いのではないだろうか。

#### 4. 人制と穴者・穴人

前述のように、六世紀以前の段階においては、管理下に置かれた者たちを職掌等の名称に「人」字を付した「某人」と称して管理する「人制」が施行されていた。多くの研究成果があるが、人制が五世紀代に外交によってもたらされた中国の制度であり、「某者」という呼称も人制に含めるとする吉村武彦の説、及び朝鮮系技能者の集団的渡来が人制形成の契機となったとする鈴木靖民の説は広く受容されている<sup>84</sup>。

鈴木正信は、中国文献や朝鮮の金石文に「某人」の表される事例が散見されることから、「大陸（特に華北）や半島から渡来系の人々が日本列島へ到来した結果、日本（倭）においてもトモに対して「某人」という呼称が用いられるようになったことは間違いない」とした上で、「某者」「某人」は置換される場合があると認めている<sup>85</sup>。鉄剣銘の事例に加え、記紀においても特殊技能をもったトモが「某人」「某部」と表される例が見えることを考慮すると、一定の時期において王権に奉仕するトモが「某人」と呼称された可能性は高い。

中国文献において、穴穂部に準じる職掌を担う「某者」「某人」という存在は見受けられるのだろうか。管見の限りでは、中国戦国時代の『墨子』『呂氏春秋』に「穴者」、唐代の詩人柳宗元の作品「零陵郡復乳穴記」に「穴人」の事例が確認できた。まず、『墨子』の例を引用する。

…令<sub>三</sub>陶者<sub>一</sub>為<sub>二</sub>瓦竇<sub>一</sub>、長二尺五寸、大六圍、中<sub>一</sub>判之<sub>一</sub>、合而施<sub>二</sub>之穴中<sub>一</sub>、偃一、覆一。  
…（中略）…竈用<sub>二</sub>四橐<sub>一</sub>。穴且<sub>レ</sub>遇、以<sub>二</sub>頡皋<sub>一</sub>衝<sub>レ</sub>之、疾鼓<sub>レ</sub>橐熏<sub>レ</sub>之。必令<sub>下</sub>明習<sub>二</sub>橐事<sub>一</sub>  
者<sub>上</sub>、勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>離<sub>二</sub>竈口<sub>一</sub>。連版以<sub>二</sub>穴高下廣陝<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>度。令<sub>二</sub>穴者<sub>一</sub>与<sub>レ</sub>版俱前<sub>一</sub>。…  
（『墨子』「備穴」第六十二）

「備穴」は敵の掘穴による攻撃に対する防御法を記した条であり、自陣営も穴を掘り対抗するという策が記されている。「陶者」の作成した瓦竇（瓦製の管）や竈に設置された橐（鞴）が利用されており、「穴者」は連板（木板を連ねたもの）を持ち、穴を掘り進めて敵を探る役目を担っていることが窺える。なお、垂仁紀三年春三月条一書には「鏡村の谷の陶人」が見え、「陶者」と同じ陶工だと推定される。また『墨子』には、「備城門」という守城法を記した条があり、そちらにも備穴法が記されている。

…城四面四隅、皆為<sub>二</sub>高厝櫺<sub>一</sub>、使<sub>丁</sub>重室子居<sub>二</sub>亦上<sub>一</sub>、候<sub>レ</sub>適、視<sub>丙</sub>亦能狀、与<sub>乙</sub>亦進退左右所<sub>レ</sub>移處<sub>甲</sub>。失<sub>レ</sub>侯、斬。適人為<sub>レ</sub>穴而來、我亟使<sub>二</sub>穴師<sub>一</sub>選<sub>レ</sub>卒。迎而穴<sub>レ</sub>之。…

(『墨子』「備城門」第五十二)

当条にも穴を掘って攻め来る敵の迎撃法が記されており、穴師が穴を掘る者を選別する知識や権利を持つ有力者であることが理解できる。韃を吹くのは確かな知識を持つ者でなければならぬと明記されていることから、守城戦において鍛冶師・採掘師が登用されていた可能性は高い。

天武紀六年五月甲子条の「倭画師音禱」や『令義解』職員令等に見える用例から、〈師〉は特定の技量に長けた者を指す接尾辞と推定される。穴師は〈穴〉に関する技術者であって、「穴者」と同じく〈穴〉の字義が職掌・業務を表していると考えられる。

しかし、『呂氏春秋』の場合の穴者は「穴居する者」を指しており、『墨子』の穴者とは対象が異なる<sup>86</sup>。「穴する」という動詞が穴を掘ることを指す点を考慮すると、中国文献における穴者は「穴を掘って何かをする者」を示す広義的な語であると推定される。

続いて、穴人の用例のある柳宗元の「零陵郡復乳穴記」を引用する。

石鍾乳餌之最良者也。楚越之山多産焉。於<sub>レ</sub>連於<sub>レ</sub>韶者、獨名<sub>二</sub>於世<sub>一</sub>。連之人、告<sub>レ</sub>尽焉者五載矣。以貢則買<sub>二</sub>諸他部<sub>一</sub>。今刺史崔公至。逾月<sub>二</sub>穴人<sub>一</sub>來、以<sub>二</sub>乳復<sub>一</sub>告。邦人悦<sub>二</sub>是祥<sub>一</sub>也、雜然謠曰、叱之熙熙、崔公之來。公化所<sub>レ</sub>徹、土石蒙<sub>レ</sub>烈。以為<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>信、起視<sub>二</sub>乳穴<sub>一</sub>。穴人笑<sub>レ</sub>之曰、是惡知<sub>二</sub>所謂祥<sub>一</sub>耶。嚮吾以<sub>二</sub>刺史之貪戾嗜<sub>レ</sub>利、徒吾役而不<sub>二</sub>吾貨<sub>一</sub>也、吾是以病而給焉。今吾刺史、令明而志潔、先<sub>レ</sub>頼而後<sub>レ</sub>力。欺誣屏息、信順休洽。吾以<sub>レ</sub>是誠告焉。且夫乳穴、必在<sub>二</sub>深山窮林<sub>一</sub>。冰雪之所<sub>レ</sub>儲、豺虎之所<sub>レ</sub>蘆、由而入者、触<sub>二</sub>昏霧<sub>一</sub>、扞<sub>レ</sub>龍蛇<sub>一</sub>、束<sub>レ</sub>火以知<sub>二</sub>其物<sub>一</sub>、縻<sub>レ</sub>繩以志<sub>二</sub>其返<sub>一</sub>。其勤若<sub>レ</sub>是。出又不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>吾直<sub>一</sub>。吾用<sub>レ</sub>是安得<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>尽告<sub>一</sub>。今令<sub>レ</sub>人而乃誠。吾告故也。何祥之為。…

(柳宗元「零陵郡復乳穴記」)

枯渴していた鍾乳石が、崔公が赴任した後に復するようになった。人民は崔公の徳によるものとして喜んだが、鍾乳石の枯渴は前任の刺史が利益を還元しないことを恨んで穴人が吹聴した嘘であり、崔公の清廉な人柄を見抜いて真実を告げた、という顛末が記されている。

ここで言う穴人は「鍾乳石を採取する者」であり、正しく採掘師である。唐代の作品ではあるが、柳宗元が他作品において大工の棟梁を「梓人」と呼称していることから、職業人を表す「某人」が唐代まで使用された可能性は高い<sup>87</sup>。『大漢和辞典』や『字通』が穴人を穴師と同じ「穴に入ることを業とするもの」「採掘業者」であると解しているほか、穴人を「鉄穴を掘る技師」だと主張する研究者も存在する<sup>88</sup>。

以上の事例から、中国文献における「穴人」や「穴者」が、穴を掘る、また穴に入って作業をする者を指す場合があり、石を採掘する者もその例に含まれることが理解できる。日本の上代文献にこれらの語は見られないが、穴穂部（穴太部）の前身は「穴人（穴者）」であって、部民制の普及によって「穴穂部（穴太部）」と称されるようになったのではないだろうか。穴穂部の職掌が石の採掘にまつわるものであったことは、人制の観点からも傍証されるのである。

## おわりに

本稿を通して、穴穂部の実態を検証した。穴穂部・穴太部は外来の「石工・鍛冶師集団」であり、古墳の石室構築を主導するほか、採掘した鉱石をもって鍛冶に従事することもあったと考えられる。特に近江国に拠点をもつ穴太部は、現代に続く「穴太衆」に連なる系譜をもち、横穴式石室の技法に基づく石工技術を生かして活躍したことが推定される。

石上の穴穂部は、書紀の記述から穴穂皇子の名代だと解されている。しかしワカタケル大王に比定される弟の雄略天皇が五世紀後半頃の人物であることから、穴穂皇子が倭王興に値するとしても、当時に施行されていたのは人制であり、「穴穂部」という名称は存在しなかったと考えられる。

人制は中国・朝鮮由来の呼称を利用している。中国文献における「穴者」「穴人」は「穴を掘ることを旨とする」者達を指す言葉であり、直接的に採掘師を指す場合もあった。上記の職掌を担う穴穂部・穴太部は、五世紀代において「穴人（穴者）」と呼称された可能性が高い。

五世紀は大陸から技術者集団が渡来した時代にあたり、石上地域の環境が変じた時期とも重複する。大和朝廷が石上の地を軍事・生産拠点として掌握したことが一因であり、大和朝廷に従って河内国から進出した物部連が主導した様々な改革と深く関わっている。布留遺跡から発見された遺物の特徴から、石上の工房における技術労働者は百済・伽倻系の集団と推定されるが、その集団を構成する一グループが穴穂部（穴人・穴者）だったと考えられる。

穴穂の語源に関しては、穴人・穴者・穴師に共通する〈穴〉字が「穴を掘ること」を象徴する点に鑑みると、西宮の説が穏当だと思われる。あくまでも想像の範疇ではあるが、穴穂部を「穴掘（る・り）部」の転化と見なすことも可能なのではないか。少なくとも、古代日本における部民の〈穴〉字が採掘を意味するものであることは確かだろう。

前述の石上の歴史を考慮すると、穴穂部は物部氏系の伴造が管掌した可能性が高い。資養民の伝領系譜からすれば、穴穂部は息長氏系の伴造が管掌したと見るのが妥当であり、物部連の支配下にある物部首が管掌した可能性も否定できない。しかし、その場合も上位氏族である物部連の影響が想定される。

穴穂皇子が登場する『古事記』允恭天皇条の軽太子物語では、同母兄の軽太子と対抗した穴穂皇子を臣下である大前小前宿禰が諭す場面があり、大前小前宿禰は自宅に逃げ込んだ軽太子を捕らえて穴穂皇子に奉る。軽太子が奉じられて罪に問われることによって穴穂皇子は即位が可能になるのであり、安康即位前紀においても物部大前宿禰が穴穂皇子を助力するという物語の基本構造は変わらない。

特に、物語に穴穂皇子が〈今時の矢〉を用意したと注記されている点は着目される<sup>89</sup>。大前小前宿禰が穴穂皇子に献身的に尽くす描写、及び穴穂皇子が最新の武器を用意する描写は、トモである穴穂部が採取した石を鍛冶加工し、穴穂皇子に最新の武器・製品を献上した事績と、石上における物部連の強大な勢力が反映されているのではないだろうか。

いずれにせよ、物部連の石上地域における勢力伸長と石工・鍛冶集団の穴穂部、穴穂の名を宮号として石上の地に君臨した穴穂皇子は一連の関係で結ばれている可能性が高い。一定の史実性を帯びた氏族や部民の有する記憶・主張が伝承に残存し、上代文献に採録された例は多々見受けられるが、軽太子物語のような伝承性の強い物語を考察する際には、語部の職掌や歴史的観点からの検討も必要だと思われる。語部伝承を背景とした物語構造の検証は、後考に譲りたい。

## 付記

※引用文献に旧字体が使用されていた場合は、新字体に改めて本稿に記載している。また引用文献の傍線や囲み線は、注記がある場合を除き筆者が独自に挿入したものである。

※『古事記』『日本書紀』の引用は、小学館発行の「新編日本古典文学全集」（山口佳紀 神野志隆光校注・訳『古事記』（1997年）、及び、小島憲之 直木孝次郎 西宮一民 蔵中進 毛利正守『日本書紀①』（1994年）『日本書紀②』（1996年）『日本書紀③』（1998年）に、『墨子』『唐宋八大家文読本』の引用は、明治書院発行の「新釈漢文大系」（山田琢『墨子（下）』（1987年）、及び、星川清孝『唐宋八大家文読本（二）』（1976年）に、『新撰姓氏録』の引用は、佐伯有清「校訂新撰姓氏録」（『新撰姓氏録の研究 本文篇』（オンデマンド版、吉川弘文館、2007年、旧版は1962年）に依る。

## 注

- 1 拙稿「穴師の原義に関する一考察」（『学習院大学国語国文学会誌』67号（2024年3月）に収録予定）。穴師は大穴磯部のアナシと通じる。原義に関しては「強風説」と「採掘師」説に大きく二分されるが、「採掘師」説を採用する論文が大多数であり、最も有力であるといえる。
- 2 考古学・史学分野からも大穴磯部の研究は進められており、布留遺跡の遺物と十箇の品部の共通性に触れた置田雅昭の指摘や（「禁足地の成立」和田萃編『大神と石上』筑摩書房、1988年）、神宝製作に必須である「神宝としての楯・弓矢等の材料を提供する金属に関する部」と解した松倉文比古の指摘等が注目される（『『日本書紀』の天皇像と神祇伝承』雄山閣、2009年）。
- 3 垂仁記の系譜記事「伊許婆夜和氣王は、〈沙本の穴太部之別が祖ぞ〉」の他、『古事記伝』の師木嶋宮巻における指摘や、律令の注釈書『穴記』の著者である穴太内人が〈あなほのうちひと〉とも読まれる事例等からも推測される。
- 4 折口信夫「部曲文学」、「日本文学発生論——部曲文学（八）——」（折口博士記念古代研究所編『折口信夫全集 ノート編 第二巻』中央公論社、1970年）、92-93頁、162-163頁。旧版は1957年。
- 5 尾畑喜一郎「允恭記の伝承的機構（上）」（『國學院雑誌』第65巻第6号、1964年6月）、20-21頁。
- 6 津田左右吉「上代の部の研究」（『津田左右吉全集 第三巻 日本上代史の研究』岩波書店、1963年）、56-58頁、69頁、75-76頁。初出は1929年。
- 7 井上光貞「部民の研究」（『新版 日本古代史の諸問題』思索社、1972年）、64-72頁。初出は1948年。
- 8 関晃「大化前代における皇室私有民」（『大化改新の研究 下 関晃著作集 第二巻』吉川弘文館、1996年）、236-237頁、242頁。初出は1965年。
- 9 平野邦雄「子代と名代」（『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、1969年）、283-300頁。初出は1966年。平野は子代に関して、津田の主張した、子代は「壬生之民」「壬生部」と同義であり、固有の名を持たなかったとする説を採用している。
- 10 篠川賢『国造一大和政権と地方豪族』（中央公論新社、2021年）、89-90頁。
- 11 狩野久「部民制——名代・子代を中心として」（『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年）、5-6頁。初出は1970年。
- 12 大橋信弥「名代・子代の基礎的研究——部民制論序説——」（『日本古代の王権と氏族』吉川弘文館、1996年）、214頁。初出は1979年。
- 13 鈴木正信「人制研究の現状と課題」（篠川賢 大川原竜一 鈴木正信編著『国造制・部民制の研究』八木書店、2017年）、54頁。
- 14 東京国立博物館編『江田船山古墳出土 国宝 銀象嵌銘大刀』（吉川弘文館、1993年）、62頁。埼玉県教育委員会『稻荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』（埼玉県教育委員会、1979年）、12頁。

- 15 注9に同じ。292-294頁。
- 16 注11に同じ。9頁。
- 17 『古事記』の系譜記事によると、母は百師木伊呂弁（亦名は弟日売真若比売命）、その姉は息長真若中比売である。
- 18 藪田香融「皇祖大兄御名入部について——大化前代における皇室私有民の存在形態——」（『日本古代財政史の研究』塙書房、1981年）、372-380頁。初出は1968年。
- 19 亀井輝一郎「石上神宮と忍坂大中姫」（横田健一編『日本書紀研究 第十三冊』塙書房、1985年3月）、116-129頁。ワニ氏に当てる漢字は異同が多いため、以降本稿では「ワニ」表記に統一する。
- 20 太田亮著 丹羽基二編『新編 姓氏家系辞書』（秋田書店、1974年）。旧版は1920年。京師、河内における刑部造は物部氏族を称している。
- 21 物部大前宿禰は穴穗皇子の即位に助力しており（安康即位前紀）、物部守屋は穴穗部皇子を天皇の座に着けるべく擁立するが、それを契機に滅亡に追い込まれている（用明紀、崇峻即位前紀）。守屋の屋敷が渋川地域（大阪府八尾市南部周辺）にあったことは崇峻即位前紀に見える。
- 22 注18に同じ。373-374頁。
- 23 本位田菊士「用明・崇峻期の内乱について」（『日本古代国家形成過程の研究』名著出版、1978年）、274頁。初出は1975年。
- 24 関連論考は数多いが、本稿注に挙げたものとしては、注2の置田や松倉、注23の本位田、注25の日野論考がある。
- 25 日野宏『物部氏の拠点集落 布留遺跡』（新泉社、2019年）、89-91頁。
- 26 岸俊男「光明立後の史的意義」（『日本古代政治研究』塙書房、1966年）、234頁の注12より。初出は1957年。
- 27 注11に同じ。17頁。
- 28 鷺森浩幸「名代日下部の成立と展開」（『市大日本史』第3巻、2000年5月）20-43頁。鷺森は結語において「大草香皇子らには血縁的な関係はない」と述べる一方で、市辺押磐皇子や顕宗・仁賢といった王族の例を挙げ、日下部を管掌するに至る葛城氏の外戚的性格を強調している。だが系譜から血縁関係が窺えない点を見ても、大草香皇子と葛城氏の関係性は地縁により生じたと見るのが妥当だと考える。
- 29 穴穗皇子の母方氏族は息長氏であるが、息長氏とワニ氏の関係性、及び配下の民を資養の民として割いた可能性がある物部首がワニ氏族であることを考慮して、ワニ氏を併記した。
- 30 「日本歴史地名大系第25巻」『滋賀県の地名』（平凡社、1991年）、「高穴穗宮」項。
- 31 西宮一民「允恭記「軽太子捕はれる」条の注文の新釈——軽箭と穴穗箭——」（『皇学館大学紀要』第18輯、1980年1月）、9-11頁。
- 32 注9に同じ。307-309頁。
- 33 谷口榮「大嶋郷故地の調査」（葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷—古代戸籍・考古学の成果から—』名著出版、2012年）、58-59頁。大嶋郷は甲和里・嶋俣里・仲村里の三里から成る郷だが、谷口は「小岩から南側の小松川境川付近から海岸線までの地域」を甲和里、「柴又微高地を中心とした地域」を嶋俣里、「中川沿いの葛飾区奥戸・立石地域の遺跡群」周辺を仲村里に比定している（64-66頁）。
- 34 田中禎昭「大嶋郷の人々—個人別データベースの分析による地域秩序の再検討—」（葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷—古代戸籍・考古学の成果から—』名著出版、2012年）、167-170頁。
- 35 栗田寛『新撰姓氏録考證』卷之二十一（吉川弘文館、1900年）、1374-1382頁。
- 36 直木孝次郎「部民制の一考察——下総国大島郷孔王部を中心として——」（『日本古代国家の構造』青木書店、1958年）、20-22頁。初出は1951年。
- 37 注31に同じ。10頁。
- 38 注11の狩野論考など。7-11頁。
- 39 「新編日本古典文学全集2」『日本書紀①』、坂本太郎 家永三郎 井上光貞 大野晋校注「日本古典文学大

- 系67』『日本書紀 上』(岩波書店、1967年)等。
- 40 柳田國男「山の人生」(『柳田國男全集 第三卷』筑摩書房、1997年) 608頁。初出は1917年。
- 41 菅野雅雄「輕部とその伝承」(『古事記系譜の研究』桜楓社、1970年)、371頁。
- 42 佐伯有清「輕部」(『国史大辞典 第三卷』吉川弘文館、1983年)。
- 43 平野邦雄は『国史大辞典 第三卷』「川上部」項において、「河上宮にあった鍛冶の資養のため設定された部といえるかも知れない」と指摘している。その場合もトモが鍛冶を担ったことは疑いない。なお、河上部の伴造は物部系氏族である(『新編 姓氏家系辞書』)。
- 44 「〇〇舍人」等の複合的な名称の名代が現れるのは、雄略紀・清寧紀以降である。主君に近侍するトモの性格は以前と変わらないと考えるが、「～人」「～者」と称される者が多岐にわたることから、トモの職掌がより広範だった可能性がある。
- 45 注4の折口論考、「部曲文学」に同じ。93頁。
- 46 高崎正秀「金太郎誕生縁起」(『高崎正秀著作集 第七卷 金太郎誕生譚』桜楓社、1971年)、37-39頁。旧版は1937年。
- 47 注5に同じ。21-23頁。
- 48 注4の折口論考、注5の尾畑論考、注19の亀井論考、注31の西宮論考に同じ。
- 49 畑中誠治「穴太」(『国史大辞典 第一卷』吉川弘文館、1979年)。
- 50 田辺昭三・岡田精司「豪族の伸長」(林屋辰三郎 飛鳥井雅道 森谷尅久編『新修 大津市史1 古代』大津市役所、1978年)、107-110頁。
- 51 田辺昭三・井上満郎「渡来人の足跡」(林屋辰三郎 飛鳥井雅道 森谷尅久編『新修 大津市史1 古代』大津市役所、1978年)、120-122頁。
- 52 滋賀県教育委員会文化部文化財保護課、滋賀県文化財保護協会編『穴太遺跡発掘調査報告書Ⅰ 一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』(1994年)、9頁。
- 53 注51に同じ。120-125頁。
- 54 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課、滋賀県文化財保護協会編『一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う穴太遺跡発掘調査報告書Ⅲ』(2000年)、第6章など。
- 55 注51に同じ、128頁。
- 56 注51に同じ、138頁。その他、藪田香融等が言及している(「最澄とその思想」、安藤俊雄 藪田香融校注『最澄』岩波書店、1974年)。
- 57 注51に同じ、138頁。『和名類聚抄』によれば、滋賀郡は「古市」「真野」「大友」「錦部」の郷から成る。郷名が志賀忌寸に改姓した者達と共通することから、各氏族の本貫は滋賀郡にあったと推測されている。
- 58 関見「倭漢氏の研究」(『史学雑誌』第62編第9号、1953年9月)、17-18頁。後に『関見著作集 第三卷』(1996年)に所収。
- 59 北垣聰一郎「穴太積みの石垣」(『石垣普請』法政大学出版局、1987年)、323頁。
- 60 大森昌衛「石工物語(2) —日本の石工の起源と発展—」(『地学教育と科学運動』第47号、2004年11月)、21頁。
- 61 北垣聰一郎「横穴式石室構築技法の一考察——特に大和を中心として」(『橿原考古学研究所論集 第六』(吉川弘文館、1984年)、354-358頁、369-370頁)。
- 62 相原嘉之「酒船石遺跡の発掘調査成果とその意義」(『日本考古学』18号、2004年11月)、172頁。
- 63 注25に同じ。58頁。
- 64 注62に同じ。172頁、177頁。
- 65 注25に同じ。64頁、84-86頁。
- 66 天理大学附属天理参考館 天理市教育委員会編『物部氏の古墳 杣之内古墳群』(天理市教育委員会、2021年7月)、52-53頁。



- 67 竹谷俊夫「初期須恵器の系譜に関する一考察——火焰形透孔をもつ陶器を中心に——」（『天理大学学報』145号、1985年3月）、73-78頁。田中清美「鳥足文タタキと百済系土器」（乾式系土器研究会編『韓式系土器研究Ⅴ』、1994年10月）。196-197頁。
- 68 注25に同じ。74-76頁。
- 69 石田大輔「布留遺跡周辺の古墳群」（『大和布留遺跡における歴史的景観の復元』、由良大和古代文化研究協会、2020年6月）、96頁、99頁。由良大和古代文化研究協会発行『研究紀要』第24集からの抜粋。
- 70 注25に同じ。64頁。
- 71 大矢良哲「天理市」（『国史大辞典 第九巻』吉川弘文館、1988年）。
- 72 注61の北垣論考、353-355頁。及び、天理市教育委員会編『物部氏の古墳 石上・豊田古墳群と別所古墳群』（天理市教育委員会、2023年）、29頁。同じく物部氏の奥城とされる柚之内古墳群の「東乗鞍古墳」の石室からも穴太積み技法が窺えるという。
- 73 注72の後に同じ。29頁。
- 74 樋口清之『日本古代産業史』（四海書房、1943年）、242-243頁。
- 75 花田勝広『古代の鉄生産と渡来人——倭政権の形成と生産組織——』（雄山閣、2002年）、128頁、143頁。
- 76 山路平四郎「木梨之軽太子物語について——古代物語の形成と展開——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第12輯、理想社、1966年12月）、48-49頁。
- 77 注31に同じ。10頁。
- 78 横田健一「物部氏祖先伝承の一考察——五十瓊敷皇子の物語考——」（横田健一編『日本書紀研究 第八冊』塙書房、1975年1月）、443頁。
- 79 吉村武彦『古代王権の展開』（集英社、1991年）、85頁。
- 80 注75に同じ。352頁。
- 81 注50に同じ。82-84頁。
- 82 塚口義信「天之日矛伝説と息長氏」（博士論文『古代伝承とヤマト政権の研究』関西大学、1994年3月）、152頁。
- 83 西田長男「古事記・日本書紀・風土記の原資料」（『日本古典の史的研究』理想社、1956年）、330頁。
- 84 吉田武彦「倭国と大和王権」（朝尾直広 網野善彦 石井進 鹿野政直 早川庄八 安丸良夫編『岩波講座 日本通史 二 古代一』岩波書店、1993年）、203-206頁。鈴木靖民「倭の五王の外交と内政——府官制秩序の形成」（『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、2012年）、199頁。初出は1985年。
- 85 注13に同じ。55-56頁。
- 86 楠山春樹『呂氏春秋 中』（明治書院、1997年）、巻三「季春紀」先己より。
- 87 『唐宋八大家文読本（二）』「粹人伝」より。
- 88 諸橋轍次『大漢和辞典 卷八』〔修訂版〕（大修館書店、1985年、旧版初版は1958年）、白川静『字通』〔普及版〕（平凡社、2014年）、黛弘道「延喜神名式雑考——兵主神社について——」（『律令国家成立史の研究』、吉川弘文館、1982年）、666頁、初出は1965年。
- 89 今時の矢は古事記編纂期の七～八世紀における最新の矢だと理解されるが、古墳時代中期から古代にかけては長頸鎌が実戦用の主力であり、奈良時代における鉄鎌の形状や組み合わせは、基本的に古墳時代の流れを踏襲していると言われる（津野仁 内山敏行「武器・武具・馬具」村上恭通編『モノと技術の古代史 金属編』吉川弘文館、2017年）。

【付記】本研究はJSPS科研費JP23KJ1869の助成を受けたものである。